

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 2 7 日

指定通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
大 竹 智 洋

令和 5 年度の事業所規模による区分の取扱いについて（通知）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成 1 2 年厚生省告示第 1 9 号及び平成 2 7 年厚生労働省告示第 9 6 号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成 1 2 年 3 月 1 日老企第 3 6 号）においてその具体的な取扱いについて示されているところです。令和 5 年度も引き続き事業を実施する事業所は、下記により、事業所規模区分が変更になるか御確認いただき、変更になる事業所におかれましては、必要書類を御提出ください。

なお、提出に際しては、別紙 2「事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表」も併せて御確認ください。

記

1 事業所規模区分の確認【全事業所対象】

令和 5 年度の事業所規模については、令和 4 年度実績に基づき決定されるため、別紙 1「平均利用延人員数を計算するにあたっての注意事項」をよく御理解いただいた上で、別添参考様式「令和 5 年度における通所リハビリテーション費の算定区分の確認について」により平均利用延人員数を計算し、いずれの規模区分に該当するか必ず確認してください。

なお、計算にあたって、新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い（第 2 報等）により、短時間の「居宅訪問サービス」又は「電話による安否確認サービス」を提供し介護報酬を算定した場合（※）は、算定した区分の利用者数として算入してください。

※ 提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定する。ただし、サービス提供時間が短時間（通所リハビリテーションであれば 1 時間未満）の場合は、サービスの最長時間の報酬区分（通所リハビリテーションであれば 1 時間以上 2 時間未満の報酬区分）で算定する。

2 規模区分変更に係る必要書類の提出

「1 事業所規模区分の確認」の計算の結果

- ・規模区分に変更がない事業所は提出不要です。

※ ここでいう「変更がない」とは、事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）の適用の有無に関わらず、令和5年3月サービス分において算定する規模区分から、「1 事業所規模区分の確認」の計算結果に基づき令和5年4月以降に算定を予定している規模区分（規模区分の特例を適用する場合は、適用後の規模区分）に変更がないことをいいます。

- ・詳細は別紙2「事業所規模区分の変更と書類提出についての対応表」を御参照ください。

(1) 提出書類

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式7-1）
- イ 事業所規模算出の計算根拠書類（当該通知に添付した参考様式等）

(2) 提出期限

令和5年3月15日（水曜日）必着

(3) 提出先

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階

3 その他

提出に必要な書類については、東京都のホームページ（東京都介護サービス情報）よりダウンロードすることができます。

【病院又は診療所における通所リハビリテーション】

- ・事業所規模による区分について

東京都介護サービス情報 > 指定後の届出・手続き・通知等 > 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（病院、診療所のみ）

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuuriha.html

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当
電話：03-5320-4274（直通）